

8. 環境ホルモン調査結果

(ア) 調査の概要

調査地点		調査時期	分析方法
河川	梅田川 御厩橋	夏季	環境庁水質保全局水質管理課編「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル(水質、底質、水生生物)(平成10年10月)」
	梅田川 沢渡橋	夏季	
海域	渥美湾 A-3 (神野ふ頭)	夏季	

(イ) 調査日

平成19年8月30日

(ウ) 調査結果

3地点で8物質について水質調査を行った結果、ビスフェノールAが検出された。

環境ホルモン調査結果

(単位: $\mu\text{g}/\ell$)

調査項目	調査地点 梅田川 御厩橋	梅田川 沢渡橋	渥美湾 A-3 (神野ふ頭)	全国調査結果 (H15~16年度)
4-n-オクチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
4-t-オクチルフェノール	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01 ~ 0.47
ノニルフェノール	< 0.2	< 0.2	< 0.2	< 0.1 ~ 6.4
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.3 ~ 9.1
フタル酸ジ-n-ブチル	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.3 ~ 0.5
アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.01 ~ 0.04
ビスフェノール A	0.02	0.01	0.10	< 0.01 ~ 0.92
トリブチルスズ	-	-	< 0.001	< 0.002 ~ 0.005

(注) 全国調査結果のうち4-n-オクチルフェノールは平成13年度結果である。

9. 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

(PRTR法)に基づく届出の集計結果

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)は、平成11年度に公布され、業種・従業員数等一定の条件を満たす事業者が、定められた化学物質(第一種指定化学物質: 354物質)を一定量以上取扱った場合、翌年度にその排出量及び移動量を届出する制度である。

平成19年度は、平成18年4月~平成19年3月までの排出量及び移動量について22業種156事業所から届出があった。

届出排出量は、約1,901tで、大気への排出が1,889t、公共用水域への排出が12tであった。土壌への排出や埋立処分の届出はなかった。

届出移動量は、約2,308tで、大部分が事業所外への移動であった。

排出・移動量の合計は、約4,210tで、上位5物質は、トルエン、キシレン、鉛及びその化合物、アセトニトリル、マンガン及びその化合物の順で全体の約9割を占めていた。